

新型コロナウイルスの感染拡大防止のためのタイに入国する渡航者に対する防疫措置
 (仏暦2564年3月31日付 CCSA指令(4/2564) 附表) (仮訳)

タイ入国者の別	タイ入国前の措置	タイ到着時・タイ滞在中の措置	タイ出国前の措置
第1項 タイ入国 (1) タイ国籍を保持する者	1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を14日間以上避ける。 2. 渡航者自身及び同時に渡航する者の安全のため、王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する。 ・ 入国可能であることを示す証明書 (certificate of entry、COE) ・ 渡航者が隔離を受ける施設が、当局が定めた基準及びガイドラインに従っていることを示す証明書 3. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼吸器症状の検査及び検温を行う (Exit screening)。	1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼吸器症状の検査及び検温を行う (Entry screening)。 2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類を提出する。 3. 隔離中の症状について経過観察を行うため、政府が課した追跡システムもしくはアプリケーションを使用する。 4. 感染予防担当者が設定した施設において、次の条件の下で隔離を行い、職員の指示に従って行動する。 ・ 渡航14日前までに製薬会社が定める回数のワクチンの接種を終えた者は、出国元の政府が発行する証明書を示し、7日以上の隔離とする。なお、右ワクチンはタイ政府により承認を受けたもの、または世界保健機関 (WHO) が承認したもの、ないしタイ保健省が定めるものに限る。 ・ ワクチン接種を受けていない、または製薬会社が定める回数のワクチンの接種を終えていない者は、10日以上の隔離とする。 ・ 変異種 (SARS-CoV2 virus mutations and variants) が発見された国や地域からの入国者は、14日以上の隔離とする。	無し

		<p>5. 次の方針に従い、RT-PCR 法による新型コロナウイルスの検査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7 日以上の隔離を行う者は、隔離期間の 5 日目から 6 日目に 1 度行う。 ・ 10 日以上の隔離を行う者は、隔離期間の 3 日目から 5 日目の期間に 1 度目、9 日目から 10 日目の期間に 2 度目の検査を行う。 ・ 14 日以上の隔離を行う者は、隔離期間中に 3 度の検査を行う。1 度目を入国時、2 度目を 6 日目から 7 日目の期間、3 度目を 12 日目から 13 日目の期間に行う。 	
<p>(2) 首相により規制が免除された者、もしくは非常事態状況の解決の責任者により定められ、許可され、もしくは招待された者。この場合、条件および期間が別途定められる場合がある。</p>	<p>1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を 14 日間以上避ける。</p> <p>2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入国可能であることを示す証明書 (certificate of entry、COE) ・ 渡航の 72 時間以内に RT-PCR 検査を行った上で発行された、渡航者が新型コロナウイルスに感染していないことを示す医師による証明書 (Medical certificate with a laboratory result indicating that COVID - 19 is not detected) <p>3. 行き先が追跡できるよう、王国内における明確な渡航計画を用意する。</p> <p>4. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼吸器症状の検査及び検温を行う (Exit screening)。</p>	<p>1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼吸器症状の検査及び検温を行う (Entry screening)。</p> <p>2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類を提出する。</p> <p>3. 出入国審査場または宿泊先において、もしくは保健省の定めに従い、RT-PCR 法によって新型コロナウイルスの検査を行う。</p> <p>4. 医療・公衆衛生関係者によって、事前に設定した渡航計画に沿っているか監視を行う。王国滞在中は常に、政府が決定した基準及びガイドラインに従う必要があり、政府関係者 (Liaison Officer) と警備員が行動を共にする。</p> <p>5. 事前に用意された車両による、渡航計画に設定されている通りの移動のみ許可される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 到着国が検査を課している場合、RT-PCR 法によって新型コロナウイルスの検査を行う。検査費用は渡航者または渡航者の所属機関が負担する。
<p>(3) 外交使節団、領事団、国際機関もしくはタイ国内で</p>	<p>1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を 14 日間以上避ける。</p>	<p>1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼吸器症状の検査及び検温を行う (Entry</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 到着国が検査を課し

<p>活動する外国政府ないしは政府機関の代表またはその他の国際機関に所属する個人でタイ外務省が必要性に応じて許可を与えた者、またこれらの配偶者、両親、子息。</p>	<p>2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入国可能であることを示す証明書 (certificate of entry, COE) ・ 渡航の 72 時間以内に RT-PCR 検査を行った上で発行された、渡航者が新型コロナウイルスに感染していないことを示す医師による証明書 (Medical certificate with a laboratory result indicating that COVID - 19 is not detected) ・ 所属機関が医療費の責任を持つことを保証する書類、もしくは渡航者が王国に滞在する間、新型コロナウイルス感染症を含む医療費に責任を持つことを示す証拠となる書類 ・ 渡航者が隔離を受ける施設が、当局が定めた基準及びガイドラインに従っていることを示す証明書 <p>3. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼吸器症状の検査及び検温を行う (Exit screening)。</p>	<p>screening)</p> <p>2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類を提出する。</p> <p>3. 感染予防担当者が設定した施設において、次の条件の下で隔離を行い、職員の指示に従って行動する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航 14 日前までに製薬会社が定める回数のワクチンの接種を終えた者は、出国元の政府が発行する証明書を示し、7 日以上隔離とする。なお、右ワクチンはタイ政府により承認を受けたもの、または世界保健機関 (WHO) が承認したもの、ないしタイ保健省が定めるものに限る。 ・ ワクチン接種を受けていない、または製薬会社が定める回数のワクチンの接種を終えていない者は、10 日以上隔離とする。 ・ 変異種 (SARS-CoV2 virus mutations and variants) が発見された国や地域からの入国者は、14 日以上隔離とする。 <p>4. 次の方針に従い、RT-PCR 法による新型コロナウイルスの検査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7 日以上隔離を行う者は、隔離期間の 5 日目から 6 日目に 1 度行う。 ・ 10 日以上隔離を行う者は、隔離期間の 3 日目から 5 日目の期間に 1 度目、9 日目から 10 日目の期間に 2 度目の検査を行う。 ・ 14 日以上隔離を行う者は、隔離期間中に 3 度の検査を行う。1 度目を入国時、2 度目を 6 日目から 7 日目の期間、3 度目を 12 日目から 13 日目の期間に行う。 	<p>ている場合、RT-PCR 法によって新型コロナウイルスの検査を行う。検査費用は渡航者または渡航者の所属機関が負担する。</p>
--	---	---	--

<p>(4) 必要な商品の運送業者。但し、用務の終了後は速やかに出国せしめる。</p>	<p>1. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する。</p> <p>運送車両及び貨物の経由地が明示されており、王国への入国及び出国の日時、品数、氏名、そして発送国及びタイ国内における運送業者の連絡先が記載されている貨物証明書</p>	<p>1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼吸器症状の検査及び検温を行う (Entry screening)。</p> <p>2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類を提出する。</p> <p>3. 車両を駐車することができるのは定められた位置に限る。また、追跡できるよう、当局が定めたシステムまたはアプリケーションを使用する。</p> <p>4. 仏歴 2548 年緊急事態令第 9 条に基づく決定事項に沿った感染防止措置に従う。</p> <p>5. 運送が終了した時点で速やかに出国する。感染予防担当者が必要であると判断した場合を除き、車両が配達地に向かって出入国審査場を出て 7 時間を超えてはならない。</p>	<p>無し</p>
<p>(5) 王国への出入国の期日が明確に定まった乗務員及び運行従事者。</p> <p>(5. 1) 陸・海・空路の出入国管理地点において、王国を出入国する必要がある乗務員及び運行従事者。これにつき、空路の場合は、タイ王国内に拠点を有しない場合に限る。</p>	<p>1. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・王国への入国及び出国の日時、職務に従い入国する必要性が記載された、運行従事者もしくは乗務員であることを証明する書類 ・渡航者が王国に滞在する間、新型コロナウイルス感染症の治療費をカバーできる上限金額 10 万ドル以上の保険もしくはその他の証明 ・渡航者が隔離を受ける施設が、当局が定めた基準及びガイドラインに従っていることを示す証明書 <p>2. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼吸器症状の検査及び検温を行う (Exit screening)。</p>	<p>1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼吸器症状の検査及び検温を行う (Entry screening)。</p> <p>2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類を提出する。</p> <p>3. 隔離中の症状について経過観察を行うため、追跡システムもしくはアプリケーションを使用する。</p> <p>4. 王国滞在中、渡航者は感染予防担当者が設定した施設において隔離を行う。なお、その施設は、政府が設定する基準及びガイドラインに沿うものとする。</p> <p>5. 渡航者が 48 時間以上王国内に滞在する場合、以下の規則にしたがって、PT-PCR 法によって新</p>	<p>無し</p>

		<p>型コロナウイルスの検査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡航者が王国内の滞在が7日を超えない場合は、隔離期間の3日目から5日目の期間もしくは保健省の定めに従い、PT-PCR法による新型コロナウイルスの検査を1回行う。 ・渡航者が7日間以上王国内に滞在する場合は、隔離期間の3日目から5日目の期間に1回目、9日目から10日目の期間に2度目の検査を行う。 	
<p>(5. 2) 乗務員及び運行従事者が、空路の出入国地点において王国を出入国しなければならない場合。ただし、タイ国内に拠点がある場合に限る。</p>	(割愛)	(割愛)	(割愛)
<p>(5. 3) 乗務員及び運行従事者が、海路の出入国地点において、王国を出入国しなければならない場合。ただし、タイ国籍船に限る。例えば、沿岸航行船舶 (Near Coastal Voyage) や類似の船舶、あるいは運輸省 (港湾局) が定めた船舶。</p>	(割愛)	(割愛)	(割愛)
<p>(6) タイ国籍を保持しない者で、タイ国籍を有する者の配偶者、両親もしくは子女。 (7) 外国籍者で、有効な王国の居住証明書もしくは王国</p>	<p>1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を14日間以上避ける。 2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入国可能であることを示す証明書 (certificate of entry, COE) 	<p>1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼吸器症状の確認及び検温を行う (Entry screening) 2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類を提出する</p>	無し

<p>に居住する許可を得ている者。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 渡航の 72 時間以内に RT-PCR 検査を行った上で発行された、渡航者が新型コロナウイルスに感染していないことを示す医師による証明書 (Medical certificate with a laboratory result indicating that COVID - 19 is not detected)・ 渡航者が王国に滞在する間、新型コロナウイルス感染症の治療費をカバーできる上限金額 10 万 US ドル以上の保険証書・ 渡航者が隔離を行う施設が政府の定める基準やガイドラインに沿っていることを示す証拠 <p>3. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼吸器症状の確認及び検温を行う (Exit screening)。</p>	<p>3. 隔離中の症状について経過観察を行うため、タイ当局が定める追跡システムもしくはアプリケーションを使用する</p> <p>4. 感染予防担当者が設定した施設において、次の条件の下で隔離を行い、職員の指示に従って行動する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 渡航 14 日前までに製薬会社が定める回数のワクチンの接種を終えた者は、出国元の政府が発行する証明書を示し、7 日以上の隔離とする。なお、右ワクチンはタイ政府により承認を受けたもの、または世界保健機関 (WHO) が承認したもの、ないしタイ保健省が定めるものに限る。・ ワクチン接種を受けていない、または製薬会社が定める回数のワクチンの接種を終えていない者は、10 日以上の隔離とする。・ 変異種 (SARS-CoV2 virus mutations and variants) が発見された国や地域からの入国者は、14 日以上の隔離とする。 <p>5. 次の方針に従い、RT-PCR 法による新型コロナウイルスの検査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 7 日以上の隔離を行う者は、隔離期間の 5 日目から 6 日目に 1 度行う。・ 10 日以上の隔離を行う者は、隔離期間の 3 日目から 5 日目の期間に 1 度目、9 日目から 10 日目の期間に 2 度目の検査を行う。・ 14 日以上の隔離を行う者は、隔離期間中に 3 度の検査を行う。1 度目を入国時、2 度目を 6 日目から 7 日目の期間、3 度目を 12 日目から 13 日目の期間に行う。	
-----------------------	--	--	--

<p>(8) タイ国籍を保持しない者で、有効な労働許可を保持している、または法令によって王国での労働が許可されている者、またこれらの配偶者や子女。または、雇用主もしくはは当局から外国人労働者を王国内で勤務させる許可を得た者により王国に一時滞在し労働を行う外国人労働者。</p> <p>(8. 1) タイ国籍を保持しない者で、有効な労働許可を保持している、または法令によって王国での労働が許可されている者、またこれらの配偶者や子女。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を 14 日間以上避ける。 2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する <ul style="list-style-type: none"> ・ 入国可能であることを示す証明書 (certificate of entry、COE) ・ 渡航の 72 時間以内に RT-PCR 検査を行った上で発行された、渡航者が新型コロナウイルスに感染していないことを示す医師による証明書 (Medical certificate with a laboratory result indicating that COVID - 19 is not detected) ・ 渡航者が王国に滞在する間、新型コロナウイルス感染症の治療費をカバーできる上限金額 10 万 US ドル以上の保険証書 ・ 渡航者が隔離を行う施設が政府の定める基準やガイドラインに沿っていることを示す証拠 3. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼吸器症状の確認及び検温を行う (Exit screening)。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼吸器症状の確認及び検温を行う (Entry screening) 2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類を提出する 3. 隔離中の症状について経過観察を行うため、タイ当局が定める追跡システムもしくはアプリケーションを使用する 4. 感染予防担当者が設定した施設において、次の条件の下で隔離を行い、職員の指示に従って行動する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航 14 日前までに製薬会社が定める回数のワクチンの接種を終えた者は、出国元の政府が発行する証明書を示し、7 日以上隔離とする。なお、右ワクチンはタイ政府により承認を受けたもの、または世界保健機関 (WHO) が承認したもの、ないしタイ保健省が定めるものに限る。 ・ ワクチン接種を受けていない、または製薬会社が定める回数のワクチンの接種を終えていない者は、10 日以上隔離とする。 ・ 変異種 (SARS-CoV2 virus mutations and variants) が発見された国や地域からの入国者は、14 日以上隔離とする。 5. 次の方針に従い、RT-PCR 法による新型コロナウイルスの検査を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 7 日以上隔離を行う者は、隔離期間の 5 日目から 6 日目に 1 度行う。 ・ 10 日以上隔離を行う者は、隔離期間の 3 日目から 5 日目の期間に 1 度目、9 日目から 10 日 	<p>無し</p>
---	--	--	-----------

		<p>目の期間に2度目の検査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14日以上の隔離を行う者は、隔離期間中に3度の検査を行う。1度目を入国時、2度目を6日目から7日目の期間、3度目を12日目から13日目の期間に行う。 	
<p>(8. 2) 雇用主もしくは当局から外国人労働者を王国内で勤務させる許可を得た者により王国に一時滞在し労働を行う外国人労働者。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を14日間以上避ける。 2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・労働省からの認証をうけた、渡航者を受け入れる雇用主または外国人労働者を王国内で勤務させる許可を得た者がいることを証明する書類 ・渡航者の王国滞在中、雇用主または外国人労働者を王国内で勤務させる許可を得た者が、新型コロナウイルスを含む健康管理・治療に関する費用を全て負担すること証明する書類 ・雇用主または外国人労働者を王国内で勤務させる許可を得た者が、規定の時間に入出国地点から隔離施設までの移動手段があることを示す書類 ・渡航者が隔離を行う施設が政府の定める基準やガイドラインに沿っていることを示す証拠 3. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼吸器症状の確認及び検温を行う (Exit screening)。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼吸器症状の確認及び検温を行う (Entry screening)。 2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類を提出する。 3. 出入国審査場から隔離施設までの移動は、雇用主または外国人労働者を王国内で勤務させる許可を得た者の乗り物を使用し、他のいかなる場所にも立ち寄ってはならない。労働省が承認した計画書の経路に従って移動し、乗り物は常に録画ができればならない。 4. 隔離中の症状について経過観察を行うため、タイ当局が定める追跡システムもしくはアプリケーションを使用する。 5. 感染予防担当者が設定した施設において、次の条件の下で隔離を行い、職員の指示に従って行動する。 <ul style="list-style-type: none"> ・渡航14日前までに製薬会社が定める回数のワクチンの接種を終えた者は、出国元の政府が発行する証明書を示し、7日以上の隔離とする。なお、右ワクチンはタイ政府により承認を受けたもの、または世界保健機関 (WHO) が承認したもの、ないしタイ保健省が定めるものに限る。 	<p>無し</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチン接種を受けていない、または製薬会社が定める回数のワクチンの接種を終えていない者は、10 日以上の隔離とする。 ・ 変異種 (SARS-CoV2 virus mutations and variants) が発見された国や地域からの入国者は、14 日以上の隔離とする。 <p>6. 次の方針に従い、RT-PCR 法による新型コロナウイルスの検査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7 日以上の隔離を行う者は、隔離期間中に 2 度の検査を行う。1 度目を入国時、2 度目を隔離期間の 5 日目から 6 日目の期間に行う。72 時間以内に発行された、渡航者が RT-PCR 法による新型コロナウイルスの検査により感染していないことを示す証明書がある場合は、5 日目から 6 日目までの間に 1 度の検査を行う。 ・ 14 日以上の隔離を行う者は、隔離期間中に 3 度の検査を行う。1 度目を入国時、2 度目を 6 日目から 7 日目の期間、3 度目を 12 日目から 13 日目の期間に行う。 	
<p>(9) タイ当局から認定されているタイ国内の教育機関に通学する、タイ国籍を保持しない生徒および学生、またこれらの両親もしくは保護者。但し、私立学校に関する法律に基づく非公式学校、もしくは同様な形態の私立の教育機関を除く。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を 14 日間以上避ける。 2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入国可能であることを示す証明書 (certificate of entry、COE) ・ 渡航の 72 時間以内に RT-PCR 検査を行った上で発行された、渡航者が新型コロナウイルスに感染していないことを示す医師による証明書 (Medical certificate 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼吸器症状の確認及び検温を行う (Entry screening)。 2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類を提出する。 3. 入国審査場から隔離施設までの移動は、所属する教育機関が準備する車両を用いる。移動に際しては事前計画通りの経路を通り、いかなる場所にも立ち寄ってはならない。移動に用いる車両 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 到着国が検査を課している場合、RT-PCR 検査によって新型コロナウイルスの検査を行う。この

<p>(9. 1) 国際分野の私立学校、国際課程大学の教育機関の生徒及び学生、またこれらの両親もしくは保護者。</p>	<p>with a laboratory result indicating that COVID - 19 is not detected)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航者が王国に滞在する間、新型コロナウイルス感染症の治療費をカバーできる上限金額 10 万 US ドル以上の保険証書 ・ 渡航者が隔離を行う施設が政府の定める基準やガイドラインに沿っていることを示した証拠 ・ 出入国地点から隔離施設への移動計画を示す証拠 <p>3. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼吸器症状の確認及び検温を行う (Exit screening)。</p>	<p>は、常に行動を記録できる装置を備えるものとし、移動に係る経費は個人ないし機関が全て負担する。</p> <p>4. 隔離中の症状について経過観察を行うため、追跡システムもしくはアプリケーションを使用する。</p> <p>5. 感染予防担当者が設定した施設において、次の条件の下で隔離を行い、職員の指示に従って行動する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航 14 日前までに製薬会社が定める回数のワクチンの接種を終えた者は、出国元の政府が発行する証明書を示し、7 日以上隔離とする。なお、右ワクチンはタイ政府により承認を受けたもの、または世界保健機関 (WHO) が承認したもの、ないしタイ保健省が定めるものに限る。 ・ ワクチン接種を受けていない、または製薬会社が定める回数のワクチンの接種を終えていない者は、10 日以上隔離とする。 ・ 変異種 (SARS-CoV2 virus mutations and variants) が発見された国や地域からの入国者は、14 日以上隔離とする。 <p>6. 次の方針に従い、RT-PCR 法による新型コロナウイルスの検査を行う。</p> <p>6. 次の方針に従い、RT-PCR 法による新型コロナウイルスの検査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7 日以上隔離を行う者は、隔離期間の 5 日目から 6 日目に 1 度行う。 ・ 10 日以上隔離を行う者は、隔離期間の 3 日目から 5 日目の期間に 1 度目、9 日目から 10 日 	<p>際、費用は本人または教育機関が負担する。</p>
---	---	---	-----------------------------

		<p>目の期間に2度目の検査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14日以上の隔離を行う者は、隔離期間中に3度の検査を行う。1度目を入国時、2度目を6日目から7日目の期間、3度目を12日目から13日目の期間に行う。 	
<p>(9. 2) 基礎教育委員会事務局または他の政府機関の所管である学校や教育機関の生徒。ただし、これらの両親もしくは保護者は含まない。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を14日間以上避ける。 2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・学生が所属する初等教育委員会もしくは他の国の組織が、渡航者が王国に滞在する間、新型コロナウイルス感染症の治療費を含む医療費を支払うことができることを証明する書類 ・渡航者が隔離を行う施設が政府の定める基準やガイドラインに沿っていることを示した証拠 ・出入国地点から教育省及び内務省が定めた隔離施設への移動計画を示す証拠 3. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼吸器症状の検査及び検温を行う (Exit screening)。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼吸器症状の確認及び検温を行う (Entry screening)。 2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類を提出する。 3. 入国審査場から隔離施設までの移動は、所属する教育機関が準備する車両を用いる。移動に際しては事前に計画した通りの経路を通り、いかなる場所にも立ち寄ってはならない。移動に用いる車両は、常に行動を記録できる装置を備えるものとし、移動に係る経費は個人ないし機関が全て負担する。 4. 隔離中の症状について経過観察を行うため、政府の決定に従って追跡システムもしくはアプリケーションを使用する。 5. 感染予防担当者が設定した施設において隔離を行い、職員の指示に従って行動する。なお、その施設および隔離期間は、政府が設定する基準及びガイドラインに従うものでなければならない 6. 感染予防担当者の指示に従い、RT-PCR法による新型コロナウイルス検査を行う。 	無し
<p>(9. 3) 国境警備警察学校または同様の任務を行う他の</p>	(割愛)	(割愛)	(割愛)

<p>所管学校の生徒。但し、これらの両親もしくは保護者は含まない。</p>			
<p>(10) タイ国籍を保持しない者で、タイ国内で医療を受ける必要のある者および付き添いの者。ただし、これには新型コロナウイルスの治療は該当しない。特に、空路でタイに入国し治療を受ける必要性がある者で、同行者数は3名を超えてはならず、14日間以上、同一の病院施設に滞在しなければならない。</p>	<p>(割愛)</p>	<p>(割愛)</p>	<p>(割愛)</p>
<p>(11) タイ国籍を保持しない者で、外国との特別な合意事項 (special arrangement) に則して王国へ入国することが許可された者。</p> <p>(11.1) 経済活性化、スポーツ、観光、教育またはそのほか活動のために許可を受けた、ないしはタイ保健省が定める個人または団体。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を14日間以上避ける。 2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する <ul style="list-style-type: none"> ・ 入国可能であることを示す証明書 (certificate of entry, COE) ・ 渡航の72時間以内にRT-PCR検査を行った上で発行された、渡航者が新型コロナウイルスに感染していないことを示す医師による証明書 (Medical certificate with a laboratory result indicating that COVID-19 is not detected) ・ 渡航者が王国に滞在する間、新型コロナウイルス感染症の治療費を含む医療費をカバーできる上限金額10万USドル以上の保険証書 ・ 渡航者が隔離を行う施設が政府の定める基準やガイ 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼吸器症状の確認及び検温を行う (Entry screening)。 2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類を提出する。 3. 隔離中の症状について経過観察を行うため、タイ当局が定める追跡システムもしくはアプリケーションを使用する。 4. 感染予防担当者が設定した施設において、次の条件の下で隔離を行い、職員の指示に従って行動する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ タイでの滞在期間が7日以下の場合、CCSA防疫措置緩和小委員会またはタイ保健省が定める方針に従い、7日以下の隔離とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 到着国が検査を課している場合、RT-PCR法によって新型コロナウイルスの検査を行う。検査費用は渡航者が負担する。

	<p>ドラインに沿っていることを示した証拠</p> <p>3. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼吸器症状の確認及び検温を行う (Exit screening)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航 14 日前までに製薬会社が定める回数のワクチンの接種を終えた者は、出国元の政府が発行する証明書を示し、7 日以上の隔離とする。なお、右ワクチンはタイ政府により承認を受けたもの、または世界保健機関 (WHO) が承認したもの、ないしタイ保健省が定めるものに限る。 ・ ワクチン接種を受けていない、または製薬会社が定める回数のワクチンの接種を終えていない者は、10 日以上の隔離とする。 ・ 変異種 (SARS-CoV2 virus mutations and variants) が発見された国や地域からの入国者は、14 日以上の隔離とする。 <p>5. 次の方針に従い、RT-PCR 法による新型コロナウイルスの検査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7 日未満の隔離を行う者は、業務を行うために隔離施設を出る前に 1 度行う。これにつき、CCSA 防疫措置緩和委員会もしくは保健省の定めた条件に従う。 ・ 7 日以上の隔離を行う者は、隔離期間の 5 日目から 6 日目に 1 度行う。 ・ 10 日以上の隔離を行う者は、隔離期間の 3 日目から 5 日目の期間に 1 度目、9 日目から 10 日目の期間に 2 度目の検査を行う。 ・ 14 日以上の隔離を行う者は、隔離期間中に 3 度の検査を行う。1 度目を入国時、2 度目を 6 日目から 7 日目の期間、3 度目を 12 日目から 13 日目の期間に行う。 	
(1 1. 2) CCSA 防疫措置	CCSA 防疫措置緩和委員会の提案に基づく首相の判断	CCSA 防疫措置緩和委員会の提案に基づく首相	

緩和委員会が首相に提案する個人または団体	に則したものとする。	の判断に則したものとする。	
----------------------	------------	---------------	--

第2項 隔離施設に係る方針

(省略)

脚注：

1. 事業保険委員会からの保証を受けたタイ国内登録企業による保険証書を作成するよう支援・促進することが望ましい。
2. 例外事項対象の者または上記（2）の者に関し、首相または非常事態状況の解決の責任者は、本附表で定めている範囲を超えて適切な措置を定めることが出来る。
3. 上記（1 1. 1）の個人または団体に関する措置は、附表に定める以外に、タイ保健省が別途措置を講ずる場合がある。
4. 渡航者の隔離に関し、防疫職員が検査をし、渡航者が呼吸器症状や発熱がある場合、または RT-PCR 法によって陽性と確認された場合、あるいは渡航者が隔離措置もしくは観察措置を受けている期間に呼吸器症状や発熱がある場合、渡航者を当局が定める病院施設に移送せしめる。
5. 隔離期間の起算：渡航者の入国時（出入国審査場においてタイ当局の管轄下に入った時点）
 5. 1 00時01分から18時00分間に入国した場合、同日を隔離期間の第1日目 (Day 1) とする。
 5. 2 18時01分から00時00分間に入国した場合、翌日を隔離期間の第1日目 (Day 1) とする。

(以上)